

令和4年度 世田谷区雨水浸透施設設置助成制度

助成金の計算方法について

助成金の計算方法は、新築と既存建築とで異なります。助成額の上限は、一般地区においては400,000円、湧水保全重点地区・流域対策推進地区においては500,000円です。

新築の場合、雨水浸透施設の工事費が補助の対象となります。下表1・2に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事単価にそれぞれの設置数量を乗じて得た合計額と浸透施設の設置工事見積額を比較し小さい額を基本額とします。基本額が助成額となります(100円未満切捨て)。

既存建築の場合は、雨水浸透施設の工事費(基本額)と、付帯工事費(付帯工事費)が補助の対象となります。基本額の算出は新築と同様です。付帯工事費は、下記3に定める付帯工事費と付帯工事見積額を比較し、小さい額を算出します。最後に、基本額と付帯工事費を合計した額に消費税率を乗じた額が助成金となります(100円未満切捨て)。

ただし、申請者に助成金の交付の対象となる経費から消費税法(昭和63年法律第108号)第30条第1項に規定する課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合には、基本額と付帯工事費の合計額(消費税抜き)を助成金の交付とします。

1. 雨水浸透ます

型式	ますの径(mm)	深さ(mm)	標準工事費単価 (円/基)	設計浸透能力 (m^3 /個・hr)
P	150	400	21,000	0.250
P	200	400	28,000	0.332
P	250	500	44,000	0.512
P	300	500	53,000	0.618
P	350	600	74,000	0.863
P	400	600	86,000	0.998
P	500	800	148,000	1.710

上記規格以外のものは、設計浸透能力の直近下位の規格の単価を準用します。

2. 雨水浸透トレンチ

型式	W×H(mm)	管径(mm)	標準工事費単価 (円/m)	設計浸透能力 (m^3 /個・hr)
T	250×300	75	16,000	0.247
T	300×350	100	19,000	0.284
T	350×400	125	22,000	0.324
T	400×450	150	24,000	0.365
T	550×600	200	34,000	0.499
T	750×750	200	45,000	0.658

上記規格以外のものは、設計浸透能力の直近下位の規格の単価を準用します。

3．付帯工事費（既存住宅の助成時のみ）

付帯工事費は、浸透施設を既存住宅に設置し、接続工事等が必要となる場合に助成対象となります。

付帯工事費 の算出は、基本額 に 0.4075 を乗じた額（ 100 円未満の金額を切捨て）とします。ただし、1 件当たり $163,000$ 円が上限です。

計算例)

条件	既存建築（一般助成地区 助成上限40万円）
	雨水浸透ます P 型 4個
	雨水浸透トレンチ T 型 4m
見積書	ます・トレンチ設置工事 360,000円（税抜）...
	付帯工事 76,000円（税抜）...
	合計 436,000円（税抜）

ア 基本額 の計算

まず、裏面の各浸透施設の標準工事単価に設置数量を乗じて合計します。

$$@53,000 \times 4\text{個} + @19,000 \times 4\text{m} = 288,000\text{円} \dots$$

次に、 と を比べ、小さい額を採用 288,000円 ...

イ 付帯工事費 の計算（ 新築の場合は計算不要 ）

まず、付帯工事費 については に付帯工事費係数0.3675を乗じます。

$$\times 0.4075 = 288,000 \times 0.4075 = 117,360\text{円} \dots$$

次に、 と を比べ、小さい額を採用 76,000円 ...

ウ 助成額の計算

と を合計し消費税率（10%）を乗じて計算します。

$$\begin{aligned} (+) \times 1.10 &= (288,000 + 76,000) \times 1.10 \\ &= 400,400 \text{ (百円未満切捨て)} \end{aligned}$$

最後に助成額の上限と比較します。

一般地区の場合、上限が40万円であるため、助成交付予定額は40万円となります。

これらの計算は区で行い助成額を決定いたしますので、申請者が行う必要はありません。